

## 市民税・道民税と所得税の控除一覧

「市民税・道民税」と「所得税」では「控除額」が異なる部分があります。主な違いは以下のとおりです。

### 【人的控除】

控除の種類	控除の分類	納税者本人の合計所得	市・道民税の控除額	所得税の控除額	調整控除で用いる控除額の差	
⑰寡婦控除		500万円以下	26万円	27万円	1万円	
⑱ひとり親控除	母	500万円以下	30万円	35万円	5万円	
	父	500万円以下	30万円	35万円	1万円※1	
⑲勤労学生控除		給与所得75万以下かつ 給与所得等以外の所得10万以下	26万円	27万円	1万円	
⑳障害者控除	普通障害者	—	26万円	27万円	1万円	
	特別障害者	—	30万円	40万円	10万円	
	同居特別障害者	—	53万円	75万円	22万円	
㉑配偶者控除	一般配偶者	900万円以下	33万円	38万円	5万円	
		900万円超 950万円以下	22万円	26万円	4万円	
		950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	2万円	
	老人配偶者	900万円以下	38万円	48万円	10万円	
		900万円超 950万円以下	26万円	32万円	6万円	
		950万円超1,000万円以下	13万円	16万円	3万円	
㉒配偶者特別控除	配偶者の合計所得	48万円超 50万円未満	900万円以下	33万円	38万円	5万円
			900万円超 950万円以下	22万円	26万円	4万円
			950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
		50万円以上 55万円未満	900万円以下	33万円	38万円	3万円※2
			900万円超 950万円以下	22万円	26万円	2万円※3
			950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	1万円※4
		55万円以上 95万円以下	900万円以下	33万円	38万円	調整控除対象外
			900万円超 950万円以下	22万円	26万円	
			950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	
		95万円超 100万円以下	900万円以下	33万円	36万円	
			900万円超 950万円以下	22万円	24万円	
			950万円超1,000万円以下	11万円	12万円	
100万円超 133万円以下	要件については手引きをご覧ください		控除額同一			
㉓扶養控除	一般扶養	—	33万円	38万円	5万円	
	特定扶養	—	45万円	63万円	18万円	
	老人扶養	—	38万円	48万円	10万円	
	同居老親等扶養	—	45万円	58万円	13万円	
㉔基礎控除		2,400万円以下	43万円	48万円	※5 5万円	
		2,400万円超2,450万円以下	29万円	32万円		
		2,450万円超2,500万円以下	15万円	16万円		
		2,500万円超	適用なし			

※1 税制改正前（令和2年度まで）の寡夫控除の差額（市・道民税26万円、所得税27万円）

※2 改正前の配偶者特別控除の控除差（市・道民税33万円、所得税36万円）

※3 改正前の配偶者特別控除×2/3の控除差（市・道民税22万円、所得税24万円）

※4 改正前の配偶者特別控除×1/3の控除差（市・道民税11万円、所得税12万円）

※5 税制改正前（令和2年度まで）の基礎控除の差額（市・道民税38万円、所得税33万円）

### 【調整控除】

合計所得金額	課税標準額	調整控除額
2,500万円以下	200万円以下の方	アとイのいずれか小さい額×5%（市民税3%、道民税2%） ア 人的控除額の差の合計額（注1） イ 市民税・道民税の合計課税所得金額（注2）
	200万円超の方	（ウーエ）×5%（市民税3%、道民税2%） ※（ウーエ）の額が5万円未満の場合は5万円 ウ 人的控除額の差の合計額（注1） エ 市民税・道民税の合計課税所得金額（注2）－200万円
2,500万円超		適用なし

（注1）人的控除額の差の合計額については、上記【人的控除】の「調整控除で用いる控除額の差」より求めます。

（注2）合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

【その他の控除】

⑨生命保険料控除

	市・道民税		所得税	
	支払金額	控除額	支払金額	控除額
旧契約	～ 15,000円	支払全額の全額	～ 25,000円	支払全額の全額
	15,001円 ～ 40,000円	支払金額×0.5+7,500円	25,001円 ～ 50,000円	支払金額×0.5+12,500円
	40,001円 ～ 70,000円	支払金額×0.25+17,500円	50,001円 ～ 100,000円	支払金額×0.25+25,000円
	70,001円 ～	35,000円（限度額）	100,001円 ～	50,000円（限度額）
新契約	～ 12,000円	支払全額の全額	～ 20,000円	支払全額の全額
	12,001円 ～ 32,000円	支払金額×0.5+6,000円	20,001円 ～ 40,000円	支払金額×0.5+10,000円
	32,001円 ～ 56,000円	支払金額×0.25+14,000円	40,001円 ～ 80,000円	支払金額×0.25+20,000円
	56,001円 ～	28,000円（限度額）	80,001円 ～	40,000円（限度額）

⑩地震保険料控除

	市・道民税		所得税	
	支払金額	控除額	支払金額	控除額
地震	～ 50,000円	支払金額×0.5	～ 50,000円	支払全額の全額
	50,001円 ～	25,000円（限度額）	50,001円 ～	50,000円（限度額）
旧長期損害	～ 5,000円	支払全額の全額	～ 10,000円	支払全額の全額
	5,001円 ～ 15,000円	支払金額×0.5+2,500円	10,001円 ～ 20,000円	支払金額×0.5+5,000円
	15,001円 ～	10,000円（限度額）	20,001円 ～	15,000円（限度額）

※生命保険料控除と地震保険料控除は、調整控除の対象となりません。